

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

- 規 則**
- 沖縄県漁業調整規則（水産課） 1
 - 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課） 14
- 告 示**
- 漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を廃止する告示（水産課） 14
 - 沖縄県漁業調整規則第51条第2項の規定に基づく報告書の様式を廃止する告示（水産課） 14
- 海区漁業調整委員会事項**
- 沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する規程の一部を改正する告示 14
 - 沖縄海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示 15

規 則

沖縄県漁業調整規則をここに公布する。
令和2年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第53号

沖縄県漁業調整規則

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 漁業の許可（第4条—第31条）
- 第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第32条—第40条）
- 第4章 漁業の取締り（第41条—第44条）
- 第5章 雑則（第45条—第50条）
- 第6章 罰則（第51条—第54条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、沖縄県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第6号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) いるか漁業 いるかをとることを目的とする漁業
- (2) 小型まき網漁業 総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (3) まぐろはえ縄漁業 総トン数5トン以上20トン未満の動力漁船を使用してまぐろはえ縄(浮きはえ縄を使用するものに限る。)により行う漁業
- (4) かつお一本釣漁業 総トン数5トン以上20トン未満の動力漁船を使用してかつお一本釣により行う漁業
- (5) 底魚一本釣漁業 総トン数5トン以上の動力漁船を使用して底魚一本釣により行う漁業
- (6) 固定式刺網漁業 動力漁船を使用して固定式刺網により行う漁業
- (7) さんご漁業 さんごをとることを目的とする漁業(次号に掲げる潜水器漁業を除く。)
- (8) 潜水器漁業 潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
- (9) 小型定置網漁業 小型定置網(建干網を含む。)により行う漁業
- (10) 敷網漁業 敷網(あいご類の幼魚のうち沖縄の方言で「スク」と呼ばれるもの及びすずめだい類をとることを目的とするものを除く。)により行う漁業
- (11) 追込網漁業 追込網(あいご類の幼魚のうち沖縄の方言で「スク」と呼ばれるもの及びすずめだい類をとることを目的とするものを除く。)により行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第6号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号から第6号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 操業区域
- (4) 漁業時期
- (5) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(継続の許可又は起業の認可等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

3 知事は、第1項第1号及び第4号の漁業を指定したときは、これを沖縄県の公報で告示しなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第2号から第6号までに掲げる漁業 5年

(2) 第4条第1項第1号に掲げる漁業 1年

(3) 第4条第1項第7号から第11号までに掲げる漁業 3年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可はその効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第19条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
いるか漁業	翌月の10日まで
その他の知事許可漁業	漁業時期の終了後30日以内

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号

- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容

(5) 書換えを必要とする理由
(許可証の再交付の申請)

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第16条第1項の許可（船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第17条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第31条 許可を受けた者（第4条第1項第7号から第11号までに掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に第1号様式による許可番号を表示しなければならない。当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(ごち網漁業の禁止)

第32条 何人も、ごち網により行う漁業を営んではならない。

(保護水面における採捕の禁止)

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間	水産動植物
1 次に掲げる基点1、点ア、点イ及び基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた水面 基点1 石垣市字川平大兼久819番2に知事が建設した標柱の位置（北緯24度28分01秒、東経124度8分36秒） 基点2 石垣市字川平仲筋1131番5に知事が建設した標柱の位置（北緯24度27分12秒、東経124度9分23秒） 点ア 基点1から41度（方位は、真方位による。以下本条において同じ。）850メートルの点（北緯24度28分22秒、東経124度8分55秒） 点イ 基点2から15度600メートルの点（北緯24度27分31秒、東経124度9分29秒）	周年	魚類、たこ類、いか類及びひとえぐさ以外の水産動植物
2 次に掲げる基点1、点及び基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた水面 基点1 石垣市字崎枝屋良部556番618に知事が建設した標柱の位置（北緯24度25分40秒、東経124度5分37秒） 基点2 石垣市字崎枝屋良部556番618の大崎に知事が建設した標柱の位置（北緯24度24分59秒、東経124度5分	周年	すべての水産動植物

7秒)
 点 基点1から150度700メートルの点(北緯24度25分20秒、東経124度5分49秒)

(禁止期間及び全長等の制限)

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間
うみがめ類(たいまい、あかうみがめ及びあおうみがめをいう。以下同じ。)(たいまいにあっては、腹甲の長さ25センチメートルを超えるものに限る。)	6月1日から7月31日まで
たいまい(腹甲の長さ25センチメートル以下のものに限る。)	周年
いせえび類(かのこいせえび、しまいせえび、ごしきえび、にしきえび、けぶかいせえび、いせえび、ねったいいせえび及びあまみいせえびをいう。以下同じ。)(体長20センチメートルを超えるものに限る。)	4月1日から7月31日まで
いせえび類(体長20センチメートル以下のものに限る。)	周年
せみえび類(せみえび及びびこぶせみえびをいう。以下同じ。)(抱卵していないものであって、体長20センチメートルを超えるものに限る。)	4月1日から7月31日まで
せみえび類(体長20センチメートル以下のもの又は抱卵しているものに限る。)	周年
しゃこがい類(ひめじゃこ、しゃごう、ひれじゃこ、しらなみ、ひれなしじゃこ、おおじゃこ及びとがりしらなみをいう。)(ひめじゃこにあっては殻長8センチメートル、しゃごう、しらなみ及びとがりしらなみにあっては殻長15センチメートル、ひれじゃこにあっては殻長20センチメートル並びにひれなしじゃこにあっては殻長30センチメートルを超えるものに限る。)	6月1日から8月31日まで
ひめじゃこ(殻長8センチメートル以下のものに限る。)	周年
しゃごう(殻長15センチメートル以下のものに限る。)	周年
ひれじゃこ(殻長20センチメートル以下のものに限る。)	周年
しらなみ(殻長15センチメートル以下のものに限る。)	周年
とがりしらなみ(殻長15センチメートル以下のものに限る。)	周年
ひれなしじゃこ(殻長30センチメートル以下のものに限る。)	周年
えらぼうなぎ(全長60センチメートル以下のものに限る。)	周年
うなぎ(全長13センチメートル以下のものに限る。)	周年
くろちょうがい(殻高10センチメートル以下のものに限る。)	周年
まべがい(殻高10センチメートル以下のものに限る。)	周年
やこうがい(殻高13センチメートル以下のものに限る。)	周年
さらさばてい(高瀬貝)(殻の短径6センチメートル以下のものに限る。)	周年
ぎんたかはま(広瀬貝)(殻の短径6センチメートル以下のものに限る。)	周年
ちょうせんさざえ(玉貝)(殻高6センチメートル以下のものに限る。)	周年

る。)

2 何人も、次に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

- (1) うみがめ類の産んだ卵
- (2) 造礁さんご類（いしさんご目、あなさんごもどき科、うみとさか目（石灰軸亜目、角軸亜目及び石軸亜目（むらさきはなづた及びさんご科を除く。）に限る。）、くださんご科及びあおさんご目の刺胞動物をいう。）

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（漁具漁法の制限及び禁止）

第35条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 三枚刺網（6月1日から9月30日までの期間中に限る。）
- (2) 水中に電流を通じてする漁法
（電気設備の制限）

第36条 一本釣漁業に使用する漁船には、集魚灯に使用する電球を5キロワットを超えて設備してはならない。

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第37条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣及び手釣（照明を使用するものを除く。）
- (2) たも網及叉手網
- (3) 投網（船を使用しないものに限る。）
- (4) やす、は具（発射装置を有するもの並びに潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く。）
- (5) 徒手採捕
- (6) ひき縄釣

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合
（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第38条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。
（漁場内の岩礁破碎等の許可）

第39条 漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。
（試験研究等の適用除外）

第40条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産

動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 目的
 - (3) 適用除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数及び所有者名
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号及び総トン数
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

（停泊命令等）

第41条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（船長等の乗組み禁止命令）

第42条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第43条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受

けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第44条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 第2号様式による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第45条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第46条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第47条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては第3号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(潜水器漁業の操業旗章)

第48条 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを除く。）を営む者は、その操業中第4号様式による国際信号旗Aを船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第49条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第50条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

(1) 第33条から第36条まで、第38条第1項又は第39条第1項の規定に違反した者

(2) 第39条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第23条第1項、第38条第2項又は第42条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第52条 第25条第1項（第40条第8項において準用する場合を含む。）、第31条又は第37条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第51条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第54条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項（第40条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第26条から第28条まで、第30条第1項若しくは第2項の規定又は第40条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

（試験研究等の適用除外に関する経過措置）

2 改正法附則第29条の規定により第40条第1項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の沖縄県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第41条第1条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第41条第6項の規定は、なおその効力を有する。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 この規則の施行の日前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）

4 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第37号中「沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第5条」を「沖縄県漁業調整規則（令和2年沖縄県規則第53号）第4条」に、「漁業の」を「知事許可漁業の」に改め、同欄第39号を削り、同欄第38号中「第9条第2項」を「第25条第2項」に、「漁業許可証」を「許可証」に改め、同号を同欄第39号とし、同欄第37号の次に次の1号を加える。

38 沖縄県漁業調整規則第16条の規定に基づき、制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営むことを許可すること（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。）。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第40号中「第17条」を「第29条」に、「漁業許可証」を「許可証」に改める。

（沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正）

5 沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成31年沖縄県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）」を「沖縄県漁業調整規則（令和2年沖縄県規則第53号）」に改める。

第3条第7号中「第6条第3項」を「第60条第3項」に改め、同条第8号中「第110条第1項」を「第152条第1項」に改める。

第1号様式（第31条関係）

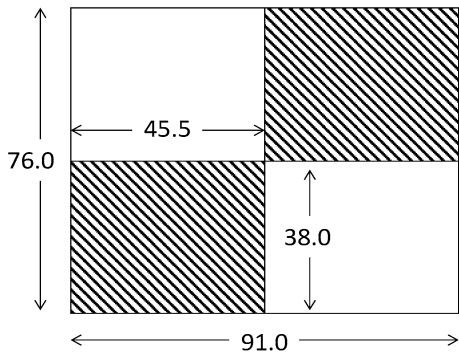
漁業種類	様式
いるか漁業	オキいるか1 2 3

小型まき網漁業	オキ小まき 1 2 3
まぐろはえ縄漁業	オキ鮪 1 2 3
かつお一本釣漁業	オキ鯉 1 2 3
底魚一本釣漁業	オキ底 1 2 3
固定式刺網漁業	オキ刺 1 2 3

備考 1 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

2 1 2 3は、許可番号の例示である。

第2号様式 (第44条関係)

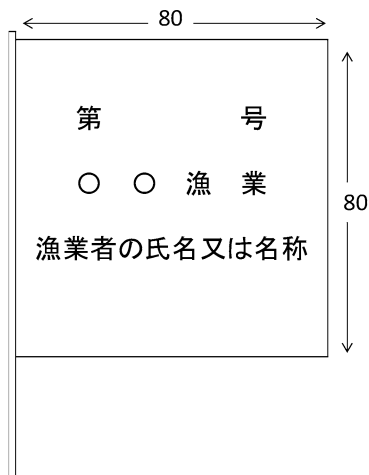


備考 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。

2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐに停船されたい。）

3 数字は、センチメートルを示す。

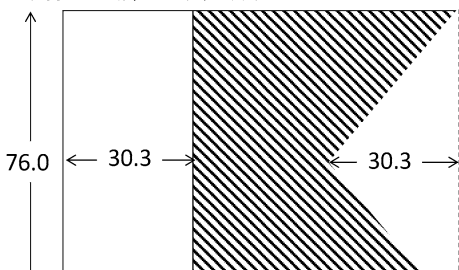
第3号様式 (第47条関係)

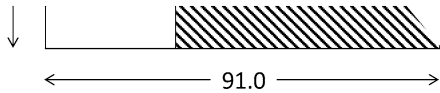


備考 1 標識は、赤色の布地である。

2 数字は、センチメートルを示す。

第4号様式 (第48条関係)





- 備考
- 1 斜線の部分は藍であり、その他の部分は、白である。
 - 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「A」旗（私は、潜水夫をおろしている。微速で十分避けよ。）である。
 - 3 数字は、センチメートルを示す。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第54号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年11月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第474号

平成17年沖縄県告示第538号（漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度）は、令和2年11月30日限り廃止する。

令和2年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第475号

平成20年沖縄県告示第245号（沖縄県漁業調整規則第51条第2項の規定に基づく報告書の様式）は、令和2年11月30日限り廃止する。

令和2年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会告示第1号

沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月30日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金 城 明 律

沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する規程の一部を改正する告示

沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する規程（昭和49年沖縄海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第4項」を「第64条第5項」に改める。

第2条中「しなれば」を「経なければ」に改める。

第14条中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

沖縄海区漁業調整委員会告示第2号

沖縄海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年11月30日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城 明 律

沖縄海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する告示

沖縄海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程（平成7年沖縄海区漁業調整委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「規則」という）」を「漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という）」に改める。

第2条を次のように改める。

（開催の決定）

第2条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議を経なければならない。

第3条中「討論」を「、討論」に改める。

第4条の見出し中「意見の聴取の期日等」を「期日及び案件」に改め、同条第1項中「規則第1条第1項第2号」を「令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号まで」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 沖縄県公報に登載する方法
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示する方法

第5条を削る。

第6条の見出し、同条第1項及び第2項中「期日」の次に「又は場所」を加え、同条第3項中「期日」の次に「又は場所」を加え、「規則第1条の3第1項の」を「令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第17条第1項の規定による」に改め、同条を第5条とする。

第7条中第1項から第4項までを削り、第5項を第1項とし、第6項を第2項とし、同条を第6条とする。

第8条中「規則第1条の3第1項」を「令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第17条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条第1項中「第7条第3項」を「令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第20条第3項」に改め、同条第2項中「弁明については」を「弁明は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 委員会は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

第11条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「規則第1条の4第1項」を「令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第21条第1項」に、「弁明書」を「陳述書」に、「当該」を「陳述書に係る」に改め、同条を第9条とする。

第12条第1項中「規則第1条の6第1項」を「令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第24条第1項」に改め、同項第5号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第3項中「規則第1条の6第3項」を「令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第24条第3項」に改め、同条を第10条とする。

第13条第1項中「規則第1条の6第4項」を「令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項」に改め、同条を第11条とする。

第14条を削る。

第15条中「かんがみ」を「鑑み」に、「前条第2項本文及び第3項」を「令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（令の準用等）

第13条 令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法15条（第2項第2号を除く。）、第16条、

第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第71条第5項（法第76条第3項及び法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取を行う場合に準用する。この場合において、令第9条第1項において読み替えて準用する行政手続法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合」と、同法第24条第1項中「当事者及び参加人」とあり、及び同条第3項中「当事者等」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合においては、第5条第3項中「当事者及び参加人（意見の聴取の期日又は場所を変更した時までに令第9条第1条において読み替えて準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）」とあり、第8条中「当事者又は参加人」とあり、第10条第3項第1号中「当事者及び参考人」とあるのは「当事者」と、同条第1項第3号中「当事者及び参加人並びにこれらの者の」とあるのは「当事者並びにその」と読み替えるものとし、第7条及び第11条の規定は、適用しない。

第16条及び第17条を削る。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--